

## Ⅳ 県内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対策

### (1) 実施体制

#### (1)-1 体制強化

県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合は、速やかに知事を本部長とする県対策本部を設置するとともに、同会議を開催し、国が決定した人への感染拡大防止策に関する措置を踏まえた上で、本県がとるべき措置等について、協議・決定する。（知事公室、医療政策部、農林部）

#### (1)-2 国との連携

家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザの人への感染、それらへの対応等の状況について、国との情報交換を行う。（知事公室、医療政策部、農林部）

### (2) サーベイランス・情報収集

#### (2)-1 情報収集（知事公室、医療政策部、農林部）

① WHO、国、国立感染症研究所等の情報を中心に、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

② 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合は、必要に応じ、関係部局の連携のもと、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じて県民等への情報提供等の対策に関する措置を検討する。

#### (2)-2 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス（農林部）

- ① 鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。
- ② 家きん等におけるインフルエンザのサーベイランスを実施する。
- ③ 家きん飼養者等からの異常家きんの早期発見・早期通報を徹底する。
- ④ 渡り鳥の高病原性インフルエンザウイルスの保有状況調査を実施する。

#### (2)-3 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス（医療政策部）

① 鳥インフルエンザ(H5N1)やその他の鳥インフルエンザ(5類感染症)の人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

### (3) 情報提供・共有

#### (3)-1 情報提供（知事公室、医療政策部、農林部）

- ① 県内で鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、発生した市町村と連携し、発生状況および対策について、県民に積極的な情報提供を行う。
- ② 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合に、国等からの情報等を踏まえ、発生状況や国、県等の対応状況等について、県民に積極的な情報提供を行う。

### (4) 予防・まん延防止

#### (4)-1 疫学調査、感染防止策（医療政策部）

- ① 必要に応じて、国から派遣される疫学、臨床等の専門家チームと連携して、積極的疫学調査を実施する。
- ② 疫学調査や接触者への対応（外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等）、死亡者が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。
- ③ 鳥インフルエンザウイルス感染が疑われる者（有症状者）に対し、外出や出国の自粛を要請する。

#### (4)-2 家きんへの防疫対策（農林部）

- ① 「奈良県高病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアル」による。

### (5) 医療

#### (5)-1 医療体制の整備等（医療政策部）

県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合は、国の要請等を踏まえ、次の措置を講じる。

- ① 感染鳥類との接触があり、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、感染の疑いが濃厚である場合又は確定診断がされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。
- ② 国から提供される検査方法に関する情報により、保健研究センターにおいて亜型検査、遺伝子解析等を実施する。初期の段階では、国立感染症研究所で確定診断を行う

ため、一次検査で陽性になった場合に検体を送付する。

- ③ 鳥インフルエンザ患者（疑似症患者を含む。）について、感染症法に基づき、入院等の措置を講じ、その他の鳥インフルエンザ患者（疑似症患者を含む。）については、必要に応じ、感染症法に基づいた措置を講じる。

(5)-2 帰国者等への対応（医療政策部）

海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合、国の要請等を踏まえ、次の措置を講じる。

- ① 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国及び県へ情報を提供するように医療機関等に周知する。
- ② 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の予防策について、医療機関等に周知する。